

キシレン新指針値対応 4 VOC登録受付のご案内

すまい・るホール

令和元年 6 月 6 日（木）

日本接着剤工業会



キシレン新指針値に対応したJAIA接着剤中含有量(wt%) 管理値

JAIA

厚労省指針値 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ \longrightarrow 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

JAIA キシレン含有量管理値 (Wt%)	接着剤の種類	登録件数	登録申請受付時期
0.01%未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形	21	11月
	α -オレフィン樹脂系	41	11月
	水性高分子イソシアネート系	480	10月
	ホットメルト形	705	8月
0.03%未満	ビニル共重合樹脂系エマルション形	339	11月
	ビニル共重合樹脂系溶剤形	4	11月
	エポキシ樹脂系	370	2月 登録番号は500000
0.1%未満	酢酸ビニル樹脂系エマルション形	967	自動更新、1月末に登録確認書送付
	アクリル樹脂系エマルション形	312	自動更新、1月末に登録確認書送付
	ウレタン樹脂系	976	自動更新、1月末に登録確認書送付
	変成シリコーン樹脂系	441	自動更新、1月末に登録確認書送付
	シリル化ウレタン樹脂系	15	自動更新、1月末に登録確認書送付
	ゴム系ラテックス形 ※	102	自動更新、1月末に登録確認書送付
	ゴム系溶剤形	188	自動更新、1月末に登録確認書送付
	ホルムアルデヒド樹脂系	121	自動更新、1月末に登録確認書送付

より厳しい管理が必要となる接着剤種
登録申請が必要
接着剤中キシレン含有量
再確認が必要のため
申請毎に審査、登録
製品には登録確認書、
個別証明書を送付

従来の管理値と
変わらない接着剤種

JAIAで切換え

登録確認書、個別証
明書を令和2年1月に
送付予定



キシレン新指針値対応製品登録のスケジュール

JAIA

8月9日(≧8月2日)
ホットメルト形
 の移行登録申請受付開始
費用1,000円/件
有効期限は変更無し

10月11日(≧10月4日)
水性高分子イソシアネート系
 の移行登録申請受付開始
費用1,000円/件
有効期限は変更無し

11月15日(≧11月8日)
酢酸ビニル樹脂系溶剤形
αオレフィン樹脂系
ビニル共重合樹脂系エマルジョン形
ビニル共重合樹脂系溶剤形
 の移行登録申請受付開始
費用1,000円/件、有効期限は変更無し

2月12日(≧2月5日)
エポキシ樹脂系
 の移行登録申請受付開始
費用1,000円/件
有効期限は変更無し

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備委員会	定期登録審査		705 ホットメルト形	定期登録審査	480 水性高分子イソシアネート系	21 酢酸ビニル樹脂系溶剤形 41 αオレフィン樹脂系 339 ビニル共重合樹脂系エマルジョン形 4 ビニル共重合樹脂系溶剤形	定期登録審査		370 エポキシ樹脂系	定期登録審査
5月17日	6月14日 説明会 6月6日 計 6月17日	準備月		9月13日			12月13日			3月2日
			705		480	405			370	
1月										
		967	酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形					管理値が現行と変わらない 8種の背接着剤は事務局で更新し登録確認書と個別証明書を1月に纏めて送付		
		12	アクリル樹脂系エマルジョン形							
		76	ウレタン樹脂系							
		41	変成シリコン樹脂系							
		15	シリル化ウレタン樹脂系							
		02	ゴム系ラテックス形							
		88	ゴム系溶剤形							
		21	ホルムアルデヒド樹脂系							
計		3122						3122		

6月定例新規受付は従来通り
費用3,000円/件、有効期限は令和5年3月迄

定例新規受付も9月分以降は4VOC基準適合製品(キシレン新指針値対応)として申請を受け付ける。
費用3,000円/件、有効期限は令和5年3月迄

これら8種の接着剤種については従来の管理濃度と変更が無いため申請の必要は無い。
費用0円/件、有効期限は変更無し



申請方法

JAIA

登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 4VOC基準適合製品登録申請書 (VOC様式-1)
- (2) 製品リスト (VOC様式-2)
- (3) 登録製品品質管理チェック表(重要) (VOC様式-6)

新書式

6月15日以降にHPに掲載

(非会員のみ提出)

- (4) 申請する品番の異なる製品すべてに関する指定機関※1による4VOC含有量試験データ
- (5) 登録申請者の会社案内ならびに申請者登録書 (VOC様式-7)

※1 指定機関：株式会社MCエバテック



新規申請製品リスト(第3版) VOC様式-2

JAIA

令和 年 月 日

新規申請製品リスト(第3版)

元号表記の変更

申請社名 :

申請件数 : 計 点

	製品の会社名	製品の種類	用途(内装使用部位)	製品名	4VOC基準適合製品 確認方法	備考
1						現登録番号
2						400000
48						
49						
50						

重要

現登録番号(4番台)がある場合は必ず記載
新規の場合は不要

* 本紙はエクセルで作表し、e-mail 添付で事務局(admin@jaia.gr.jp)まで事前に送付して下さい。

また、申請書類一式として原紙を提出して下さい。

※ 4VOC基準適合製品確認方法には、VOC様式-6の登録製品品質管理チェック表で、
根拠にした小分類番号【「はい」とした小分類番号 5)・6)、もしくは 7)】を記入して下さい。

* 件数が多いときには表を延長して記入して下さい。

* 接着剤の種類は第6条の表にそって記入して下さい。

* OEM先を含めて製品の会社名を記入して下さい。

申請書作成上のご注意(文字の使用について)

* 株式会社や有限会社等、社格は略記号〔株・有等〕を用いないようにして下さい。

* 社名、製品名でカナ文字を使用する場合、全角カナを使用して下さい。

* 社名、製品名で英数字を使用する場合、半角英数字を使用して下さい。

注意書きの変更

P5



日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

(キリン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表(第4版) VOC様式-6

JAIA

(キリン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表 (第4版)

区分	小分類	チェック内容	評価結果 いずれかを○ で 囲って下さい	
			はい	いいえ
製品概略	1) 製造元	製品の製造者は明確か?	はい	いいえ
	2) 販売元	製品の販売者は明確か?	はい	いいえ
製品仕様	3) 用途	使用用途は明確か?	はい	いいえ
	4) 仕様	塗布仕様や条件は明確か?	はい	いいえ
製品「必須項目」	5) 工程	製造工程で4VOCを管理値以上含むものを製造していない、かつ洗浄に4VOCを管理値以上含むものを使用していないか?	* はい	いいえ
	6) 原材料	使用原材料の全てが4VOCの管理値以下であるか?	* はい	いいえ
	7) 測定	5)工程でいいえ、もしくは6)原材料でいいえの場合、生産製品の分析測定で含有量が4VOCの管理値以下であることを確認し、かつ管理しているか?	はい**	いいえ
品質管理「必須項目」	8) 品質規格	原材料の品質規格を定めて、原材料管理しているか?	* はい**	いいえ
	9) 製造工程管理	製造の工程管理方法を定めて、工程管理しているか?	* はい**	いいえ
品質保証体制	10) 体制	品質保証体制は明確か?	はい	いいえ
	11) 異常の有無	苦情等異常時の処置や報告体制は明確か?	はい	いいえ
各種法規制	12) SDS	SDSの内容に矛盾や間違いはないか?	はい	いいえ
	13) 表示	ラベル等の表示は正しくされているか?	はい	いいえ
その他	14) 実績	使用実績はあるか?	はい	いいえ

・登録申請品について、各評価区分についてチェックし、VOC様式-1に添付すること。

・「必須項目」の区分の評価結果は、小分類5)6)8)9) (*) が全て「はい」の時、もしくは小分類7)8)9) (**) が全て「はい」の時、登録を認める。

・6) 原材料では、**原材料メーカーの宣誓書、保証書等**に関しては、数値0.1重量%未満(トルエン・エチルベンゼン)、数値0.1重量%未満(酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形、アクリル樹脂系エマルジョン形、ウレタン樹脂系、変性シリコン樹脂系、シリカウレタン樹脂系、ゴム系ラテックス形、ゴム系溶剤形、ホムアルデヒド樹脂形、の各接着剤中のキリン含有量)、数値0.03重量%未満(ビニル共重合樹脂系エマルジョン形、ビニル共重合樹脂系溶剤形、ポロキシ樹脂系の各接着剤中のキリン含有量)、数値0.01重量%未満(酢酸ビニル樹脂系溶剤形、α-オレフィン樹脂系、水性高分子イソシアネート系、ホットメルト形の各接着剤中のキリン含有量)、0.015重量%未満(スチレン)であること(接着剤の種類でエチル酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンを含有する接着剤のトルエン含有量管理値は、0.05重量%未満であること)の記載が必要である。

意図的には添加していない等の表現のものは不可とする(含有量測定を必要とする)。

・問題が生じた場合には、小分類の5)及び6)は、原材料4VOC含有量データと4VOC工程管理方法(データ)、及び生産製品の4VOC含有量測定データ等を提出すること。小分類の7)は、生産製品の4VOC含有量測定データを提出すること。

以上の事を確認した上で、貴社の代表者または接着剤事業の責任者あるいは品質保証の責任者が署名を行い、社印または代表者印あるいは責任者印を捺印する。

以上

重要 含有量再確認



登録マーク表示モデル VOC様式 - 4

JAIA

1 製品への表示項目

- 1 日本接着剤工業会（JAIA）登録
- 2 登録番号
- 3 4VOC基準適合
- 4 製造社名（〇〇〇〇〇株式会社）（製品容器の表面に表示があること）
- 5 商品名（〇〇〇〇〇接着剤）（製品容器の表面に表示があること）
- 6 ロット番号
- 7 問い合わせ先（<http://www.jaia.gr.jp>）

重要

新基準適合申請をせずに旧番号(4番台)のままでは4VOC基準適合の表記は出来なくなりますから
ご注意ください。!!!

日本接着剤工業会登録	
登録番号	: J A I A - 〇〇〇〇〇〇
放散量区分	: 4 V O C 基準適合
製造者名	: 〇〇〇〇〇(株)
問い合わせ先	: http://www.jaia.gr.jp
ロット番号	: 〇〇〇〇〇

J A I A - 〇〇〇〇〇〇 4 V O C 基準適合
問い合わせ先: <http://www.jaia.gr.jp>

J A I A - 〇〇〇〇〇〇 4 V O C 基準適合

J A I A 4 V O C 基準適合

J A I A
4 V O C 基準適合

J A I A F ☆ ☆ ☆ ☆ / 4 V O C 基準適合

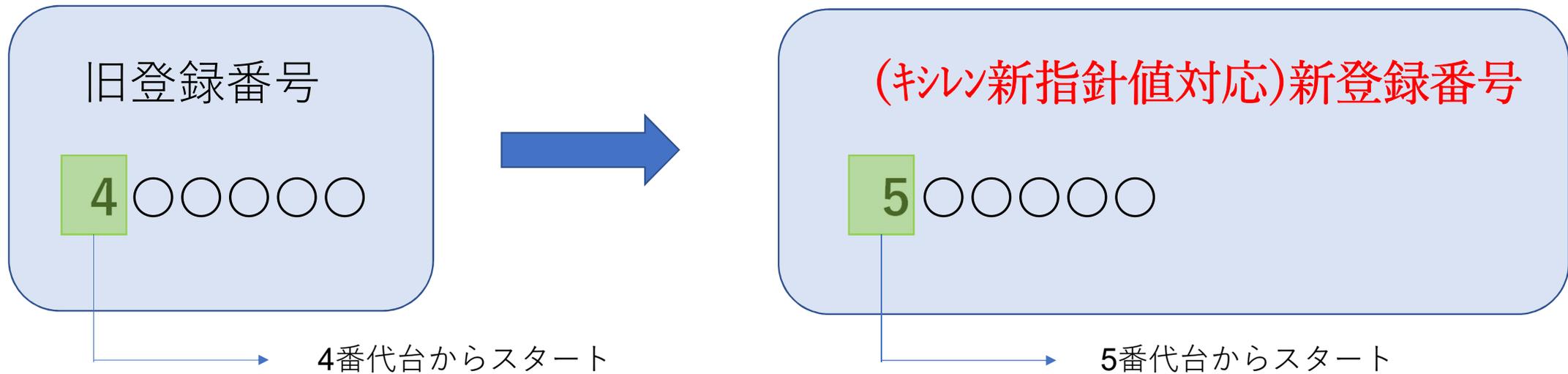
J A I A
F ☆ ☆ ☆ ☆
4 V O C 基準適合

J A I A
F ☆ ☆ ☆ ☆ / 4 V O C 基準適合



新登録番号について

JAIA



注意

日接工は原則として2019年度内（2020年3月末）までには切り替える予定で進めるが申請モレ、切り替えモレ等がある可能性があり一部旧番号が並存する場合があります。また、指針値が変わらない0.1%未満のものは数も多いため一部半年程度、SDS,表示の切り替えが遅れるものがあるのでご理解頂きたくお願い申し上げます。新指針値対応済かどうかは登録番号が5番台であることをご確認ください。ご不明な点はメーカーにご確認ください。